



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
神戸市役所

編集兼印刷発行人 神戸市長

発行日 毎週火曜日

## 目次 規則

▽神戸市立児童福祉施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 [こども家庭局こども青少年課]	3
▽神戸市職員懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則 [行財政局人事課]	5
▽神戸市不当要求行為に関する専門委員規則を廃止する規則 [行財政局行政管理課]	6
<b>告 示</b>	
▽地縁による団体の認可（大石北町自治会） [企画調整局つなぐラボ]	7
▽神戸市公印規則により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称等 [行財政局業務改革課]	7
▽計量法による定期検査に係る手数料の徴収事務の委託 [経済観光局消費生活センター]	8
▽神戸市埋蔵文化財センターの臨時休館日及び臨時開館日 [文化スポーツ局文化財課]	8
▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局西建設事務所]	9
▽指定納付受託者の指定（株式会社ジャックス） [消防局予防部危険物保安課]	10
▽生活保護法等による医療機関の指定 [福祉局保護課]	10
▽生活保護法等による指定医療機関の名称の変更 [福祉局保護課]	11
▽生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止 [福祉局保護課]	11
▽生活保護法等による施術者の指定 [福祉局保護課]	11
▽生活保護法等による指定施術者の事業の廃止 [福祉局保護課]	12
▽生活保護法等による指定介護機関の名称の変更 [福祉局保護課]	12
▽利用料金の承認（神戸市立東部在宅障害者福祉センター） [福祉局障害福祉課]	13
▽神戸市指定文化財の指定 [文化スポーツ局文化財課]	14
▽道路法による道路の認定及び廃止（御影山手17号線他） [建設局道路管理課]	15

▽道路法による歩行者専用道路の指定（御影山手18号線） [建設局道路管理課]	16
▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道六甲山方面第20号線-1） [建設局道路管理課]	16
▽道路法による道路の区域変更（市道旧大阪線） [建設局道路管理課]	17
▽障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定 [福祉局監査指導部]	17
▽障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定特定相談支援事業者の指定 [福祉局監査指導部]	19
▽障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止 [福祉局監査指導部]	20
▽児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定 [福祉局監査指導部]	20
▽児童福祉法による指定障害児相談支援事業者の指定 [福祉局監査指導部]	22
▽災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定 [危機管理室]	22
▽災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定の取消し [危機管理室]	23

## 公 告

▽建築協定書の公開による意見の聴取（六甲アイランドCITY向洋町中1丁目2番地区建築協定） [建築住宅局建築指導部建築安全課]	24
▽神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更 [経済観光局農政計画課]	24
▽農用地利用集積計画の決定（一般） [農業委員会事務局]	25
▽農用地利用集積計画の決定（解除条件付） [農業委員会事務局]	30
▽大規模小売店舗立地法第6条第2項に基づく変更の届出（ドラッグコスモス舞多間店） [経済観光局経済政策課]	33
▽都市再生整備計画の縦覧（神戸ハーバーランド地区（第2期）（第5回変更）） [都市局都市計画課]	34

**区 役 所**

- ▽臨時運行許可番号標の失効  
[兵庫区総務部市民課] 35

**水 道 局**

- ▽神戸市水道条例施行規程の一部を改正する  
規程 [水道局配水課] 36
- ▽特定調達契約に係る一般競争入札による落  
札者の決定（寺谷接合井連絡管流量制御設  
備更新 一式） [水道局施設課] 38

**交 通 局**

- ▽交通局職員の勤務時間、休日及び休暇に関  
する規程等の一部を改正する規程  
[交通局職員課] 39

**監 査 委 員**

- ▽監査事務局長以下専決規程の一部を改正す  
る訓令 [監査事務局第1課] 54

規 則

神戸市立児童福祉施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第50号

神戸市立児童福祉施設等に関する条例施行規則

神戸市立児童福祉施設等に関する条例施行規則（昭和33年4月規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（保育時間又は開館時間）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 学童保育施設の開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、市長等が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 月曜日から金曜日まで <u>（市立小学校の休業日（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条の</u></p>	<p style="text-align: center;">（保育時間又は開館時間）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 学童保育施設の開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、市長等が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 月曜日から金曜日まで <u>午後1時から午後5時まで</u></p>

規定により教育委員会が定める休業日をいう。以下同じ。)を除く。)

午後1時から午後7時まで

(2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第61条に規定する休業日 午前8時から午後7時まで

4 第2項に規定する施設を児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業の用に供する場合の当該用に供する部分の開館時間は、第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、市長等が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 月曜日から金曜日まで(市立小学校の休業日を除く。) 午後1時から午後7時まで

(2) 学校教育法施行規則第61条に規定する休業日 午前8時から午後7時まで

(2) 土曜日 午前9時から午後5時まで

4 前2項に規定する施設を児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業の用に供する場合の当該用に供する部分の開館時間は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、市長等が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 月曜日から金曜日まで(市立小学校の休業日 (学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条の規定により教育委員会が定める休業日をいう。以下同じ。)を除く。)

午後1時から午後7時まで

(2) 土曜日 午前9時から午後7時まで

(3) 市立小学校の休業日(土曜日を除く。) 午前8時30分から午後7時まで

#### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

神戸市職員懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月23日

神戸市長 久元喜造

神戸市規則第51号

神戸市職員懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則

神戸市職員懲戒審査委員会規則（平成19年3月規則第97号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）<u>第16条第7項</u>の規定に基づき、本市に置かれる神戸市職員懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）<u>第17条第7項</u>の規定に基づき、本市に置かれる神戸市職員懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市不当要求行為に関する専門委員規則を廃止する規則をここに公布する。

令和4年3月24日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第52号

神戸市不当要求行為に関する専門委員規則を廃止する規則

神戸市不当要求行為に関する専門委員規則（平成25年3月規則第49号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示****神戸市告示第843号**

地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月24日

神戸市長 久 元 喜 造

## 1 名称

大石北町自治会

## 2 規約に定める目的

第1条 本会は、快適で充実した生活が送れるよう、良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とする。

第2条 本会は、大石北町住民の相互の親睦と扶助を図る事を目的とする。

第3条 本会は、区域内の清掃、緑化推進などの環境整備を図ることを目的とする。

第4条 本会は、集会施設その他の財産の維持管理を図ることを目的とする。

## 3 区域

神戸市灘区大石北町全域とする。

## 4 主たる事務所

神戸市灘区大石北町7番27号

## 5 代表者の氏名

白井 幸治

## 6 代表者の住所

神戸市灘区大石北町7番27号

## 7 裁判所による代表者の職務執行の停止

なし

## 8 職務代行者の選任

なし

## 9 代理人

なし

## 10 認可年月日

令和4年3月18日

**神戸市告示第844号**

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第8条第1項の規定により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法を、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月24日

神戸市長 久元喜造

文 書 名	使 用 公 印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様 式	書 体	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す 証明書	市長の印	2	れい書	方8

**神戸市告示第1号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、神戸市指定定期検査機関が実施する定期検査に係る手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月5日

神戸市長 久元喜造

## 1 受託者

一般社団法人 神戸市計量士会

会長 松原 武夫

神戸市中央区東町116の2

## 2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

**神戸市告示第2号**

神戸市埋蔵文化財センター条例施行規則（令和2年3月31日規則第93号）第2条第1項(4)及び第2項に基づき、神戸市埋蔵文化財センターを次のとおり臨時休館し、次のとおり臨時開館する。

令和4年4月5日

神戸市長 久元喜造

## 1 臨時休館日

令和4年4月15日（金）、6月28日（火）、7月22日（金）、8月30日（火）、

9月22日（木）、11月29日（火）

令和5年1月13日（金）、3月7日（火）

## 2 臨時開館日

令和4年5月6日（金）



**神戸市告示第3号**

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月5日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

（ア） 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（イ） 土曜日 午後1時から午後5時まで。

（ウ） 条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続6日間、平日 午後3時から午後7時まで、土曜日 午後1時から午後5時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話992-3763	西神南駅周辺内 自転車等放置禁止区域	自転車3台	令和4年1月25日	西区玉津町今津字宮の西 333番地の1 建設局西建設事務所 電話912-3750
	西神中央駅周辺内 自転車等放置禁止区域	自転車1台	令和4年2月3日	
	西神南駅周辺内 自転車等放置禁止区域	自転車3台	令和4年2月17日	
	西建設事務所管内 自転車等放置禁止区域 外長期放置	自転車2台 原動機付自転車1台	令和4年2月24日	

西区学園西町 3丁目2番地 学園都市保管 所 電話795-4618	伊川谷駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車1台	令和4年2 月8日	
---	----------------------	-------	--------------	--

#### 神戸市告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月5日

神戸市長 久元喜造

1 指定納付受託者の指定を受けた者

株式会社ジャックス

取締役社長 山崎 徹

2 指定納付受託者の所在地

東京都渋谷区恵比寿4丁目1番18号

3 指定納付受託者に納入させる歳入

クレジット決済に伴う、消防法（昭和23年法律第186号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく申請等に係る手数料

4 指定納付受託者の指定をした日

令和4年3月9日

#### 神戸市告示第5号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年4月5日

神戸市長 久元喜造

名 称	所 在 地	指定年月日
オリーブ薬局	神戸市垂水区福田3丁目3番17号	令和4年3月1日
コスモス薬局 舞多聞店	神戸市垂水区舞多聞西5丁目1番1号	令和4年3月1日

**神戸市告示第6号**

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年4月5日

神戸市長 久元喜造

名 称	所 在 地	変更年月日
(新) 久米おとなこども歯科	神戸市長田区長楽町2丁目3番3号	令和4年1月1日
(旧) 久米歯科医院		

**神戸市告示第7号**

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年4月5日

神戸市長 久元喜造

名 称	所 在 地	廃止年月日
目黒医院	神戸市東灘区田中町1丁目3番22号	令和4年2月28日
田中こどもクリニック	神戸市北区日の峰2丁目3番1号	令和4年2月28日
もりクリニック	神戸市西区糺台5丁目6番3号	令和4年3月13日
大塚歯科医院	神戸市西区秋葉台2丁目1番24号	令和元年11月1日
観音寺薬局	神戸市灘区赤坂通5丁目3番11号	平成29年11月12日

**神戸市告示第8号**

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年4月5日

神戸市長 久元喜造

## 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
あんざき接骨院	安崎 領一	神戸市須磨区月見山本町1丁目5番26号	令和3年6月1日
にこり整体整骨院	大野 雄大	神戸市須磨区月見山本町2丁目5番18号	令和3年12月1日
こころ整体整骨院	黒田 昌寛	神戸市灘区森後町3丁目5番41号	令和4年3月1日

## 神戸市告示第9号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年4月5日

神戸市長 久元喜造

## 1 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	廃止年月日
あんざき接骨院	安崎 領一	神戸市須磨区北町3丁目1番6号	令和3年5月31日
匠整骨鍼灸院	藤田 大	神戸市垂水区陸ノ町1番6号	令和4年2月22日

## 2 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	廃止年月日
匠整骨鍼灸院	藤本 浩志	神戸市垂水区陸ノ町1番6号	令和4年2月22日

## 神戸市告示第10号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年4月5日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
(新) 久米おとなこども歯科  (旧) 久米歯科医院	神戸市長田区長楽町2丁目3番3号	久米 徹	神戸市長田区長楽町2丁目3番3号	令和4年1月1日	訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導
訪問介護ソラ	(新) 神戸市須磨区松風町3丁目1番907号  (旧) 神戸市長田区御屋敷通6丁目1番11号	合同会社SORA	神戸市長田区大橋町10丁目2番7号	令和4年2月1日	訪問介護 介護予防訪問サービス

神戸市告示第11号

神戸市立在宅障害者福祉センター条例（平成4年10月条例第29号）第19条の規定により、神戸市立東部在宅障害者福祉センターの指定管理者となった社会福祉法人神戸明輪会・社会福祉法人新緑福祉会共同事業体が、同条例第5条の5の規定によりその収入として収受する、神戸市立東部在宅障害者福祉センターに置く障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第1項に規定するサービス事業所の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）について、同条第2項の規定により承認をしたので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月5日

神戸市長 久元喜造

## 利用料金の額

利用料金の種類	利用料金の額
条例第5条の5第2項第1号に定める利用料金	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業等に要した費用に相当する額（同項の規定による介護給付費又は訓練等給付費の支給がある場合にあっては、その支給額を控除した額）
条例第5条の5第2項第2号に定める利用料金	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する特定費用のうち市長が必要があると認めるものの額（下表のとおり）

## 条例第5条の5第2項第2号に定める利用料金

ワークセンターいわや	食事の提供に要する費用	(昼食) 一食あたり 360円
東部サービス事業所		
生活介護・ 就労継続支援B型	食事の提供に要する費用	(昼食) 一食あたり 500円
	その他の日常生活に要する費用	(入浴) 一回あたり 250円
重症心身障害者 日中活動支援事業	食事の提供に要する費用	(昼食) 一食あたり 486円
	その他の日常生活に要する費用	(入浴) 一回あたり 250円
短期入所	食事の提供に要する費用	(朝食) 一食あたり 500円 (昼食) 一食あたり 750円 (夕食) 一食あたり 800円
	居住若しくは滞在に要する費用	(光熱水費) 一日あたり 260円 (リネン代) 一泊あたり 132円
	その他の日常生活に要する費用	(入浴) 一回あたり 250円

## 神戸市告示第12号

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例（平成9年3月条例第50号）第6条第1項の規定により、神戸市指定文化財を次のように指定する。

令和4年4月5日

神戸市長 久元喜造

## 1 指定する文化財

種類	名称	数量	所有者	所在地
建造物	素盞鳴尊神社 本殿	1棟	宗教法人 素盞鳴尊神社	北区大沢町中大沢字法 寺庵606
彫刻	木造十一面 観音菩薩坐像	1軀	宗教法人 如意寺	西区櫛谷町谷口259

### 神戸市告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条及び第10条の規定により、市道路線を次のように認定し、及び廃止する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和4年4月5日

神戸市長 久元喜造

#### 1 認定する市道路線

路線名	起 点	終 点
御影山手17号線	神戸市東灘区御影山手4丁目182番56地先	神戸市東灘区御影山手4丁目182番33地先
御影山手18号線	神戸市東灘区御影山手4丁目182番47地先	神戸市東灘区御影山手4丁目182番69地先
上大沢24号線	神戸市北区大沢町上大沢字久保之垣内2825番地先	神戸市北区大沢町上大沢字堂之垣内2837番地先
上大沢25号線	神戸市北区大沢町上大沢字梶谷垣内2913番地先	神戸市北区大沢町上大沢字幸田2942番地先
上大沢26号線	神戸市北区大沢町上大沢字皿池尻2899番地先	神戸市北区大沢町上大沢字皿池口2881番地先
上大沢27号線	神戸市北区大沢町上大沢字中家垣内2933番地先	神戸市北区大沢町上大沢字中家垣内2932番地先
上大沢28号線	神戸市北区大沢町上大沢字川向2960番地先	神戸市北区大沢町上大沢字丸山2993番地先
見津が丘31号線	神戸市西区見津が丘6丁目30番地先	神戸市西区見津が丘1丁目62番地先
菅野23号線	神戸市西区櫛谷町菅野字上川原428番3地先	神戸市西区櫛谷町菅野字野手1234番地先
菅野24号線	神戸市西区櫛谷町菅野字上川原1193番地先	神戸市西区櫛谷町菅野字野手566番地先

#### 2 廃止する市道路線

路線名	起 点	終 点
道場村第39号線	神戸市北区道場町塩田字東山上 2895番地先	神戸市北区道場町塩田字東山中 2917番地先
有野里19号線	神戸市北区有野町有野字川下3510 番地先	神戸市北区有野町有野字川下3508 番地先
有野町合併第64号線	神戸市北区有野町有野字川下3500 番地先	神戸市北区有野町有野字川下3492 番2地先
有野町合併第65号線	神戸市北区有野町有野字川下3508 番地先	神戸市北区有野町有野字川下3493 番1地先
櫛谷里213号線	神戸市西区櫛谷町菅野字上川原 451番1地先	神戸市西区櫛谷町菅野字上川原 456番2地先
櫛谷村合併第126号 線	神戸市西区櫛谷町菅野字野手511 番2地先	神戸市西区櫛谷町菅野字上川原 436番2地先
櫛谷村合併第130号 線	神戸市西区櫛谷町菅野字野手518 番地先	神戸市西区櫛谷町菅野字野手554 番地先
櫛谷村合併第134号 線	神戸市西区櫛谷町菅野字野手517 番1地先	神戸市西区櫛谷町菅野字野手513 番地先

#### 神戸市告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定により、次の市道の全区間をもつぱら歩行者の一般交通の用に供する道路に指定するので、同条第5項の規定により告示する。

令和4年4月5日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

#### 1 路線名及び指定する部分

御影山手18号線

#### 2 指定する期日

令和4年4月5日

#### 神戸市告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年4月6日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年4月19日まで一般の縦覧に供する。



令和4年4月5日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	六甲山方面第20号線-1	神戸市灘区一王山町10番15地先から	新	26.20	最大 3.40 最小 3.20
		神戸市灘区一王山町10番18地先まで	旧	26.20	最大 2.80 最小 2.50

神戸市告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年4月19日まで一般の縦覧に供する。

令和4年4月5日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	旧大阪線	神戸市北区八多町下小名田字宮ヶ谷576番1地先から	新	40.90	1.30
		神戸市北区八多町下小名田字宮ヶ谷576番1地先まで	旧	40.90	最大 1.30 最小 1.20

神戸市告示第17号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和4年4月5日

神戸市長 久元喜造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類

2810101200	れいわライフサービス	兵庫県神戸市東灘区住吉南町3丁目5番8号青山マンション202	株式会社H・I・O	兵庫県神戸市東灘区住吉南町3丁目5番8号青山マンション202	令和4年3月1日	同行援護
2810602009	訪問介護シエル	兵庫県神戸市長田区水笠通3丁目5番22-101号	合同会社ciel	兵庫県神戸市長田区上池田4丁目10番3号	令和4年3月1日	居宅介護
2810602009	訪問介護シエル	兵庫県神戸市長田区水笠通3丁目5番22-101号	合同会社ciel	兵庫県神戸市長田区上池田4丁目10番3号	令和4年3月1日	重度訪問介護
2815001660	かれん訪問介護ステーション	兵庫県神戸市北区菖蒲が丘1丁目534-59メディケアレジデンス神戸北1階	株式会社香蓮精舎	兵庫県神戸市北区菖蒲が丘1丁目534-59	令和4年3月1日	居宅介護
2815001660	かれん訪問介護ステーション	兵庫県神戸市北区菖蒲が丘1丁目534-59メディケアレジデンス神戸北1階	株式会社香蓮精舎	兵庫県神戸市北区菖蒲が丘1丁目534-59	令和4年3月1日	重度訪問介護
2815102021	ファーストケア	兵庫県神戸市中央区栄町通6丁目1-18-1103	株式会社ファーストケア	兵庫県神戸市中央区栄町通6丁目1-18ライオンズスクエア神戸元町1103	令和4年3月1日	居宅介護
2815102021	ファースト	兵庫県神戸	株式会社フ	兵庫県神戸	令和4年3	重度訪問介

	ケア	市中央区栄町通6丁目1-18-1103	ファーストケア	市中央区栄町通6丁目1-18ライオンズスクエア神戸元町1103	月1日	護
2815102021	ファーストケア	兵庫県神戸市中央区栄町通6丁目1-18-1103	株式会社ファーストケア	兵庫県神戸市中央区栄町通6丁目1-18ライオンズスクエア神戸元町1103	令和4年3月1日	行動援護
2815102013	オレンジラボ	兵庫県神戸市中央区磯辺通1丁目1番18号カサベラ国際プラザビル703号室	オレンジラボ株式会社	兵庫県神戸市兵庫区松原通5丁目1番21-1504号	令和4年3月1日	就労継続支援(B型)
2820700173	グループホームあつまろ荘	兵庫県神戸市須磨区戎町1丁目1-13	株式会社あつまろ	兵庫県神戸市長田区川西通2丁目4番4号	令和4年3月1日	共同生活援助
2825000314	Laボヌール・すずらん	兵庫県神戸市北区鈴蘭台北町5丁目2-3	株式会社SBSカンパニー	兵庫県神戸市北区鈴蘭台北町5丁目2-3	令和4年3月1日	共同生活援助

神戸市告示第18号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者の指定をしたので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

令和4年4月5日

神戸市長 久元喜造

事業所番号	事業所等の	事業所等の	指定申請者	指定申請者	指定年月日	サービス種
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

	名称	所在地	の名称	の所在地		類
2835200177	相談支援事業所 つなぐね	兵庫県神戸市西区王塚台6丁目76番地2号	一般社団法人リ・シュウニャ	兵庫県神戸市西区王塚台1丁目145番地2号	令和4年3月1日	計画相談支援

### 神戸市告示第19号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和4年4月5日

神戸市長 久元喜造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	廃止年月日	サービス種類
2810601779	らいふさぼーとリーベ	兵庫県神戸市長田区西山町3丁目11番15号寿ハイツ205号	合同会社リーベ	兵庫県神戸市長田区西山町3丁目11番15号	令和4年2月28日	居宅介護
2810601779	らいふさぼーとリーベ	兵庫県神戸市長田区西山町3丁目11番15号寿ハイツ205号	合同会社リーベ	兵庫県神戸市長田区西山町3丁目11番15号	令和4年2月28日	重度訪問介護
2820800056	長閑	兵庫県神戸市垂水区桃山台1丁目17県営桃山台第2鉄筋2号棟406号	特定非営利活動法人神戸ぶどうの樹	兵庫県神戸市須磨区飛松町2丁目1番12号	令和4年2月28日	共同生活援助

### 神戸市告示第20号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和4年4月5日

神戸市長 久元喜造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2855100166	放課後等デイサービス わおん ト ア教室	兵庫県神戸 市中央区中 山手通3丁 目2-1ト ア山手ザ神 戸タワー( タワー棟) 102号室	一般財団法人 凛誠会	兵庫県神戸 市中央区中 山手通2丁 目15番1- 1401号	令和4年3 月1日	放課後等デ イサービス
2850500170	I P P O プ ログラミン グ 兵庫校	兵庫県神戸 市兵庫区中 道通1-1 -8 B A L O H ビル 5階	一般社団法人 神戸障害 児スポーツ 振興協会	兵庫県神戸 市長田区神 楽町2丁目 3-1-402	令和4年3 月1日	放課後等デ イサービス
2850600053	ヒミツキチ	兵庫県神戸 市長田区久 保町6-1 -1-115 -2	株式会社P L A S T	兵庫県神戸 市長田区腕 塚町4丁目 2番1号	令和4年3 月1日	居宅訪問型 児童発達支 援
2850700119	児童発達支 援・放課後 等デイサー ビス レプ タ	兵庫県神戸 市須磨区前 池町2丁目 2番2号M A R U I ビル 1階	株式会社R U O L O	兵庫県神戸 市須磨区前 池町2丁目 2番2号1 階	令和4年3 月1日	児童発達支 援
2850700119	児童発達支 援・放課後 等デイサー ビス レプ タ	兵庫県神戸 市須磨区前 池町2丁目 2番2号M A R U I ビル 1階	株式会社R U O L O	兵庫県神戸 市須磨区前 池町2丁目 2番2号1 階	令和4年3 月1日	放課後等デ イサービス
2855200313	こばんはう すさくら神 戸伊川谷教 室	兵庫県神戸 市西区池上 4丁目15- 1 メゾン	株式会 社ルージュ ゴ ルジュ	兵庫県神戸 市中央区多 聞通3丁目 3-16 甲	令和4年3 月1日	児童発達支 援

		・ド・モン テアン1階 BB号、C 号室		南第一ビル 601		
2855200313	こばんはう すさくら神 戸伊川谷教 室	兵庫県神戸 市西区池上 4丁目15- 1 メゾン ・ド・モン テアン1階 BB号、C 号室	株式会社ル ージュゴル ジュ	兵庫県神戸 市中央区多 聞通3丁目 3-16 甲 南第一ビル 601	令和4年3 月1日	放課後等デ イサービス

#### 神戸市告示第21号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者の指定をしたので、同法第24条の37第1号の規定により告示する。

令和4年4月5日

神戸市長 久元喜造

事業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	指定年月日	サービス種 類
2875200145	相談支援事 業所 つな ぐね	兵庫県神戸 市西区王塚 台6丁目76 番地2号	一般社団法 人リ・シュ ウニャ	兵庫県神戸 市西区王塚 台1丁目 145番地2 号	令和4年3 月1日	障害児相談 支援

#### 神戸市告示第22号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所を指定したので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年4月5日

神戸市長 久元喜造

施設・場所名	住 所	対象とする異常な現象の種類				指定避 難所と
		崖崩れ	地震	津波	大規模	

			，土石流及び地滑り			な火事	の重複
ネイチャー スタジオ	神戸市兵庫区雪御所町2番18号	1	1		1		
神戸聴覚特別支援学校	神戸市垂水区福田1丁目3番1号	1	1		1		

※ 「対象とする異常な現象の種類」の凡例

災害対策基本法では、政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならないと定められていることから、各指定緊急避難場所が対象とする異常な現象の種類に「1」を記入している。

神戸市告示第23号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の6第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所の指定を取り消したので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年4月5日

神戸市長 久元喜造

施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類					指定避難所との重複
		洪水	崖崩れ，土石流及び地滑り	地震	津波	大規模な火事	
雪御所児童館	神戸市兵庫区雪御所町1番8号	1	1		1		○

※ 「対象とする異常な現象の種類」の凡例

災害対策基本法では、政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならないと定められていることから、各指定緊急避難場所が対象とする異常な現象の種類に「1」を記入している。

公 告
-----

### 神戸市公告第1290号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

令和4年3月18日

神戸市長 久元喜造

- 1 建築協定の名称  
六甲アイランドCITY向洋町中1丁目2番地区建築協定
- 2 建築協定区域の位置  
神戸市東灘区向洋町中1丁目2番1号 他
- 3 公開による意見の聴取の開催日時  
令和4年4月7日（木）  
14時00分から14時30分まで
- 4 公開による意見の聴取の場所  
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号  
三宮国際ビル6階  
建築住宅局602会議室
- 5 連絡先  
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号  
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課  
電話（078）595-6555

### 神戸市公告第1291号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年3月18日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

土地の表示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	北	淡河町中山	茶屋垣	25番1のうち 別図の斜線部分	360㎡のうち 198.29㎡	農用地区域から除外する。



別図は省略する。

## 神戸市公告第1292号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和4年3月18日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所  
別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積  
別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所  
別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期、存続期間並びに借賃及びその支払の方法  
別表のとおり
- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件  
別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。
  - (1) 借賃の支払猶予  
利用権の設定を行う者（以下「甲」という。）は、災害その他やむを得ない事由のため、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
  - (2) 借賃の減額  
利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合において、別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、甲に対して借賃の減額を請求することができる。  
減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、神戸市が認定した額とする。
  - (3) 解約権の留保の禁止  
甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。また、乙は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第20条に規定する知事の承認を受けたときは、農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。
  - (4) 転貸又は譲渡の禁止  
乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。  
ただし、兵庫六甲農業協同組合（農地利用集積円滑化団体）、（公社）ひょうご農林機構

(農地中間管理機構)については、この限りではない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合は、甲の同意を要しない。

(6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その支出した額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

利用権の設定を受ける者	利用権を設定する者	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類	内容（土地の利用目的を含む。）	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目	開始年月日 終了年月日	貸借料 物			
			認定面積㎡					
神戸市北区鈴蘭台南町 谷口 利雄	神戸市北区山田町 東谷 頼継	北区山田町藍那字西谷24-2 北区山田町藍那字西谷24-3	田 135 畑 52	本公告日 令和4年12月31日	7,219円／1筆 2,781円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用 普通畑として利用	令和4年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市北区道場町 オノ元 卓哉	三田市志手原 山門 康伸	北区委道場町塩田字東惣利965	田 1,356	本公告日 令和4年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区押部谷町 中西 好明	神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市長久元 喜造	西区押部谷町細田字イカウジ95 西区押部谷町細田字イカウジ96	田 1,381 田 1,247	令和4年4月1日 令和5年3月31日	13,200円／1筆 11,900円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和4年12月20日までに借賃の全額を甲の発行する納付書により振り込む。
神戸市西区岩岡町 田中 和広	神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市長久元 喜造	西区岩岡町岩岡字中島1239-1	田 1,632	令和4年4月1日 令和5年3月31日	16,600円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和4年12月20日までに借賃の全額を甲の発行する納付書により振り込む。
明石市魚住町 村上 あゆみ	神戸市西区岩岡町 上月 正幸 神戸市西区岩岡町 上月 和代	西区岩岡町古郷字南場825-1 西区岩岡町古郷字南場827-1 西区岩岡町古郷字南場827-2	田 970 田 269の内62 田 86の内17	本公告日 令和6年3月31日	13,870円／1筆 887円／1筆 243円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区岩岡町 前田 常貴	神戸市西区岩岡町 増田 深幸 神戸市西区岩岡町 増田 亜由美 明石市大久保町 増田 晋也	西区岩岡町野中字福吉271-12 西区岩岡町野中字福吉271-13 西区岩岡町野中字福吉271-14	田 2,045 田 1,506 田 761	本公告日 令和6年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区福吉台 柳 亜希子	神奈川県川崎市宮前区潮見台 松原 稔 神戸市西区岩岡町 大芝 由賀里	西区岩岡町古郷字前山2733-1 西区岩岡町古郷字西場2980 西区岩岡町古郷字西場3062 西区岩岡町古郷字西場3069-1	田 2,016 田 2,223 田 1,418 田 911の内890.4	令和4年4月1日 令和7年3月31日	20,160円／1筆 22,230円／1筆 14,180円／1筆 8,904円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区福吉台 柳 亜希子	神奈川県川崎市宮前区潮見台 松原 稔	西区岩岡町古郷字西場3052	田 1,472	令和4年4月1日 令和7年3月31日	14,720円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区長尾町上津字北向3867-2 株式会社 こうべファーム 代表取締役 奥町 年一	神戸市北区長尾町 石井 繁子	北区長尾町上津字八ヶ坪5396 北区長尾町上津字八ヶ坪5406 北区長尾町上津字長仙寺5435	田 501 田 996 田 786	本公告日 令和8年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	

神戸市北区長尾町上津字北向3867-2 株式会社 こうべファーム 代表取締役 奥町 年一	神戸市北区長尾町 前田 將義	北区長尾町上津字宝冠5717 北区長尾町上津字宝冠5718	田 1,280 田 2,325	本公告日 令和8年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区長尾町上津字北向3867-2 株式会社 こうべファーム 代表取締役 奥町 年一	神戸市北区長尾町 坊ヶ内 肇	北区長尾町上津字下保代5773-1 北区長尾町上津字下保代5773-2 北区長尾町上津字ドヘノ跡5841	田 1,200 田 1,580 田 1,076	本公告日 令和8年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町 重塚 毅	明石市太寺 松嶋 嘉彦	西区伊川谷町長坂字大北68-2 西区伊川谷町長坂字大北70-1	田 2,305 田 318	本公告日 令和8年3月31日	17,575円/1筆 2,425円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区岩岡町 芝田 省三	神戸市西区岩岡町 藤田 末光	西区岩岡町野中 字神出道下1479	田 2,156	本公告日 令和8年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区長畑町 谷川 泰久	神戸市北区西山 吉田 登美子 神戸市垂水区名谷町 永野 忍 神戸市須磨区白川台 三宅 夕夏	西区神出町宝勢 字大道池尻2761	田 1,268	令和4年4月1日 令和9年3月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区神出町 中井 良文	神戸市西区神出町 中井 雅晴	西区神出町古神字南大西881-1 西区神出町古神字南大西882	田 827 田 2,449	令和4年4月1日 令和9年3月31日	玄米45kg/1筆 玄米135kg/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全量を甲の住所へ持参する。
神戸市西区神出町 瑠東 円也	西宮市西福町 瑠東 正浩	西区神出町池田字上場7-1 西区神出町紫合字尾崎65-1 西区神出町紫合字長割67-1 西区神出町紫合字中筋272-1 西区神出町紫合字中筋272-2 西区神出町紫合字中筋296 西区神出町紫合字中筋298-1	田 259 田 938 田 344 田 892 田 1,135 田 344 田 826	令和4年4月1日 令和10年3月31日	玄米15kg/1筆 玄米56kg/1筆 玄米20kg/1筆 玄米51kg/1筆 玄米64kg/1筆 玄米20kg/1筆 玄米49kg/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全量を甲の住所へ持参する。
神戸市西区小山 橋本 能尚	神戸市西区平野町 橋本 智	西区平野町常本 字庄界90	田 2,256	本公告日 令和13年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区榎谷町 二星 敬	神戸市西区榎谷町 二星 克己	西区榎谷町松本 字柳井田1325	田 2,086	本公告日 令和13年3月31日	玄米60kg/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全量を甲の住所へ持参する。
神戸市西区桜が丘中町	神戸市西区押部谷町	西区押部谷町養田字北垣内141	田 1,583	令和4年4月1日 令和14年3月	20,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃

森 憲太	森岡 和明 加古川市平岡町 森岡 節明			31日					の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区玉津町 橋本 晋也	神戸市西区榎谷町 川原上 香代子	西区玉津町今津字土手下34 西区玉津町今津字土手下46	田 790 田 1,285	令和4年4月1日 令和14年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用		
神戸市西区神出町 加古 喜彦	神戸市西区神出町 淵上 倉治	西区神出町北字三本松334-2 西区神出町北字三本松334-3 西区神出町紫合字中岡956 西区神出町紫合字中岡957 西区神出町紫合字中岡958 西区神出町紫合字中岡1052 西区神出町紫合字中岡1053	田 1,083 田 920 田 406 田 45 田 642 田 350 田 653	令和4年4月1日 令和14年3月31日	玄米48kg / 1筆 玄米41kg / 1筆 玄米18kg / 1筆 玄米2kg / 1筆 玄米28kg / 1筆 玄米15kg / 1筆 玄米29kg / 1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全量を甲の住所へ持参する。	
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 新岡 史朗	三木市上の丸町 長田 佳世子	西区神出町東字追ノ谷2450 西区神出町東字赤坂2630 西区神出町東字赤坂2632	田 2,102 田 2,060 田 651	令和4年3月31日 令和14年4月30日	21,020円 / 1筆 20,600円 / 1筆	賃貸借権設定 使用貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙の指定する方法で支払う。	
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 新岡 史朗	神戸市西区岩岡町 田中 文子	西区岩岡町古郷字西場3101-1 西区岩岡町古郷字西場3102	田 2,130 田 1,997	令和4年3月31日 令和14年4月30日	21,300円 / 1筆 17,973円 / 1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙の指定する方法で支払う。	
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 新岡 史朗	神戸市西区神出町 藤本 利之	西区神出町小束野字池ノ上141 西区神出町小束野字池ノ上154 西区神出町小束野字池ノ上157	田 2,171 田 5,555 田 4,851	令和4年3月31日 令和14年4月30日	13,026円 / 1筆 33,330円 / 1筆 29,106円 / 1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙の指定する方法で支払う。	
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 新岡 史朗	明石市沢野 河本 進	西区神出町北字宮裏498	田 2,137	令和4年3月31日 令和14年4月30日	21,370円 / 1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙の指定する方法で支払う。	
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 新岡 史朗	神戸市西区神出町 坂口 廣司	西区神出町北字道ノ下36 西区神出町北字小坂205-4 西区神出町北字小坂220-1 西区神出町北字小坂220-2	田 1,490 田 2,202 田 2,700 田 2,655	令和4年3月31日 令和14年4月30日	18,625円 / 1筆 26,375円 / 1筆 32,375円 / 1筆 31,875円 / 1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙の指定する方法で支払う。	
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構	神戸市西区神出町 坂口 一志	西区神出町北字鍛冶前247 西区神出町北字池下417 西区神出町北字池下418	田 2,059 田 1,860 田 1,793	令和4年3月31日 令和14年4月30日	24,750円 / 1筆 21,875円 / 1筆 21,375円 / 1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙の指定する方法で支払う。	

構 理事長 新岡 史朗								
神戸市中央区下 山手通5丁目7 -18  公益社団法人 ひょうご農林機 構 理事長 新岡 史朗	神戸市西区岩岡 町  大西 一喜	西区神出町北字 手中348- 9	田 2,146	令和4年3月 31日 令和14年4月 30日	21,460円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中 に乙の指定す る方法で支払 う。

### 神戸市公告第1293号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和4年3月18日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所  
別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積  
別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所  
別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期、  
存続期間並びに借賃及びその支払の方法  
別表のとおり
- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件  
別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。
  - (1) 借賃の支払猶予  
利用権の設定を行う者（以下「甲」という。）は、災害その他やむを得ない事由のため、  
利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が借賃の支払期限までに借賃の支払をす  
ることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
  - (2) 借賃の減額  
利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合において、別  
表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、  
甲に対して借賃の減額を請求することができる。  
減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、  
神戸市が認定した額とする。
  - (3) 解約権の留保の禁止  
甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。

(4) 転貸又は譲渡の禁止

乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

ただし、兵庫六甲農業協同組合（農地利用集積円滑化団体）、（公社）ひょうご農林機構（農地中間管理機構）については、この限りではない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合は、甲の同意を要しない。

(6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その支出した額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (10) 契約の解除

甲は、乙が該当土地を利用していないと認められる場合には貸借契約を解除するものとする。

## (11) 利用状況の報告

乙は、当該農用地の利用状況については、毎事業年度の終了後3月以内に農業委員会あてに農地法施行規則第60条の2に定めるところにより報告しなければならない。

## (12) 市長による勧告

市長は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア 乙が目的物において行う耕作（又は養畜）の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、乙の業務を執行する役員のいずれもが乙の行う耕作又は養畜の事業に常時従事しないとき。

## (13) 市長による農用地利用集積計画の取消

市長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、この農用地利用集積計画のうち当該部分に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借権又は使用貸借権の解除をしないとき。

イ 乙が(12)の勧告に従わなかったとき。

## (14) 貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙が、その終了の日から30日以内に、甲に対して当該土地を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により過失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。

## (15) 違約金の支払い

甲の責めに帰されない事由により貸借を終了させることとなった場合には、乙が、甲に対し賃借料の1年分に相当する金額を違約金として支払う。

## (16) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表（解付）

利用権の設定を受ける者	利用権を設定する者	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類	内容（土地の利用目的を含む。）	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目	開始年月日	貸借料物			
			認定面積㎡					
神戸市西区平野町中津401 山陽Amn a k	神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市長	西区神出町東字赤坂2600	田 1,147	令和4年4月1日 令和5年3月31日	11,800円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和4年12月20日までに借賃の全額を甲の発行する納



株式会社 代表取締役 藤田 雅哉	久元 喜造							付書により振り込む。
神戸市北区有野中町1丁目8-6 OGビル2階 特定非営利活動法人 きたベジファーム 理事長 井上 勝彦	神戸市北区有野町 米澤 初美	北区有野町二郎字杉ノ元18 北区有野町二郎字杉ノ元19 北区有野町二郎字水引63-1	田 396 田 2,081 田 613	本公告日 令和13年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区北別府3丁目14-10 有限会社 ワイエスエー 代表取締役 秋定 正人	神戸市西区北別府 秋定 正人	西区伊川谷町長坂字若尾375-3 西区伊川谷町長坂字若尾376	田 1,021 田 3,380の内 3,181	令和4年4月1日 令和14年3月31日	30,000円/1筆 70,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。

神戸市公告第1313号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和4年3月23日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和4年3月23日

神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス舞多聞店

神戸市垂水区舞多聞西5丁目1番1

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

開店時刻	閉店時刻
午前10時	午後9時45分

(変更後)

開店時刻	閉店時刻
------	------

午前9時

午後9時45分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後10時まで

(変更後) 午前8時30分から午後10時まで

3 変更する年月日

令和4年2月28日

4 変更する理由

消費者の利便性向上のため。

5 届出年月日

令和4年2月21日

6 縦覧期間

令和4年3月23日から令和4年7月22日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

### 神戸市公告第1号

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第1項に基づき都市再生整備計画を作成したので、同法第46条第28項の規定により都市再生整備計画（下記に示す地区）を神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル6階 神戸市都市局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

令和4年4月5日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

記

神戸ハーバーランド地区（第2期）（第5回変更）

区 役 所
-------

**神戸市兵庫区公告第101号**

次の臨時運行許可番号標（以下「番号標」という。）が失効したので、神戸市自動車臨時運行許可規則（昭和28年3月規則第14号）第5条第3項の規定により公告します。

令和4年3月15日

神戸市兵庫区長 岡 本 康 憲

番号標に記載された番号	失効年月日
神戸56-04神戸	令和4年3月15日

水 道 局
-------

神戸市水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月23日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

神戸市水道管理規程第25号

神戸市水道条例施行規程の一部を改正する規程

神戸市水道条例施行規程（昭和39年4月水道管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（指定給水装置工事事業者が工事を行う場合）</p> <p>第15条 条例第21条第3項の規定により指定給水装置工事事業者が工事を行うときは、<u>管理者が別に定める場合を除き</u>、給水装置工事申請書兼設計書（第11号様式）を提出しなければならない。</p>	<p>（指定給水装置工事事業者が工事を行う場合）</p> <p>第15条 条例第21条第3項の規定により指定給水装置工事事業者が工事を行うときは、給水装置工事申請書兼設計書（第11号様式）を提出しなければならない。</p>

第11号様式を次のように改める。

第11号様式（第15条関係）

第11号様式（第15条関係）

給水装置工事申請書兼設計書

設計 審査 測定 検査 精算	担当課長 担当係長 審査	作業コード	体裁番号
工事場所	申請者 住所 名称 氏名	工事種別 新設 改修 増設 その他	既設番号
指定給水装置工事事業者 主任技術者	電話 業者コード	給水方式 直結 屋上 地下 その他	戸数 検数
竣工 予定日 完成 予定日	工事用水使用期間 日 至	行定見取図	
受付 番号	申請日	取 出	設計審査 手数料 完成検査 道路占用申請 分損金 (消費税込)
納付 日	納付日	分水栓 (業者施工)	告示管負担金 (消費税込)
納付 日	納付日	割丁字	
納付 日	納付日	施工業者	
納付 日	納付日	コック下げ	
納付 日	納付日	備後復旧 取付費 (別紙)	助成金交付
納付 日	納付日	工 種	定 額
納付 日	納付日	委託工事費 (別紙)	1式 1式
納付 日	納付日	備後復旧費 (別紙)	1式 1式
納付 日	納付日	合 計	
納付 日	納付日	課 費	
納付 日	納付日	工 費 計	
納付 日	納付日	消費税相当額	
納付 日	納付日	工 事 費	
納付 日	納付日	追加	
納付 日	納付日	運付	

備考欄	下水道使用申出欄 【A】公共下水に接続します 【B】公共下水処理区域です 【C】Bで(2)の場合 【D】集積排水 【E】浄化槽
洗濯機発行番号	現地水圧 消費電力量
新設管 既設管 撤去管 給湯 井水等	メーター位置 現場行送水圧 北を上
給水装置工事申込書に記載された合意書の内容を遵守して工事を行います。	
主 な 使 用 材 料	
管種・付属具類・器具類	口径 数量 管種・付属具類・器具類 口径 数量 管種・付属具類・器具類 口径 数量
道路側閉鎖管理 工事業者は、道路側から本宅までの管理を行い、これにかかる一部の事故の責任を負うものとする。 この工事に際して、障害関係人その他の者から異議があるときは、すべて申請者の責任において解決します。	
配水管布設位置 深さ m 幅 m	
布設後30年以上経過し、給水装置（宅内止水栓等）の漏水が今後懸念されるので、取替えを考慮すること。上記のとおり指導を受け、申込者に説明しました。	
主任技術者	

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この管理規程による改正後の神戸市水道条例施行規程第11号様式は、この管理規程の施行の日以後に受け付けた第11号様式の提出について適用し、同日前に受け付けた第11号様式の提出については、なお従前の例による。

**神戸市水道公告第113号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号。以下「規程」という。）第21条の14の規定により、次のとおり公告します。

令和4年4月5日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
寺谷接合井連絡管流量制御設備更新 一式
  - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
神戸市水道局施設課  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
  - 3 落札者を決定した日  
令和4年3月3日
  - 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社アクリ  
代表取締役 伊東 良洋  
神戸市兵庫区三川口町1丁目4番16号
  - 5 落札金額  
27,900,000円
  - 6 契約の相手を決定した手続き  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札により落札者としました。
  - 7 規程21条の7第1項において読み替える規程第6条の規定による公告を行った日  
令和4年1月12日
-

交 通 局

交通局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月18日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

神戸市交通管理規程第12号

交通局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程等の一部を改正する規程

（交通局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部改正）

第1条 交通局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（昭和29年11月交通管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（特別休暇）</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 前項の特別休暇は、生理休暇、<u>出生サポート休暇</u>、<u>産前産後休暇</u>、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、結婚休暇、忌服休暇、年次祭し休暇、夏季休暇、社会貢献活動休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇とする。</p>	<p style="text-align: center;">（特別休暇）</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 前項の特別休暇は、生理休暇、産前産後休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、結婚休暇、忌服休暇、年次祭し休暇、夏季休暇、社会貢献活動休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇とする。</p>

3 [略]

(出生サポート休暇)

第12条の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合、願い出により一の年度につき5日（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の出生サポート休暇を与える。

(休暇の単位)

第23条 休暇の単位は、1日を単位として与える。ただし、次に掲げる休暇については、それぞれ当該各号に定める日、時間又は分を単位として与えることができる。

- (1) 年次有給休暇、特別休暇のうち、出生サポート休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇並びに介護休暇 1日。ただし、特に必要と認められる場合にあっては、半日、1時間又は45分

(2)～(5) [略]

3 [略]

(休暇の単位)

第23条 休暇の単位は、1日を単位として与える。ただし、次に掲げる休暇については、それぞれ当該各号に定める日、時間又は分を単位として与えることができる。

- (1) 年次有給休暇、特別休暇のうち、子の看護休暇及び短期の介護休暇並びに介護休暇 1日。ただし、特に必要と認められる場合にあっては、半日、1時間又は45分

(2)～(5) [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。





(神戸市交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第2条 神戸市交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(令和元年12月交通管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第11条 特別休暇は、生理休暇、<u>出生サポート休暇</u>、<u>産前休暇</u>、<u>産後休暇</u>、<u>妊娠障害休暇</u>、<u>出産補助休暇</u>、<u>育児参加休暇</u>、<u>結婚休暇</u>、<u>忌服休暇</u>、<u>夏季休暇</u>、<u>子の看護休暇</u>及び<u>短期の介護休暇</u>とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 特別休暇の単位は、1日を単位として与える。ただし、次に掲げる休暇については、それぞれ当該各号に定める日、時間又は分を単位として与えることができる。ただし、特定の業務を担当する会計年度任用職員については、管理者が別に決定す</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第11条 特別休暇は、生理休暇、産前休暇、産後休暇、妊娠障害休暇、結婚休暇、忌服休暇、夏季休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 特別休暇の単位は、1日を単位として与える。ただし、次に掲げる休暇については、それぞれ当該各号に定める日、時間又は分を単位として与えることができる。ただし、特定の業務を担当する会計年度任用職員については、管理者が別に決定す</p>

る。

(1) 勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分の会計年度任用職員の出生サポート休暇、子の看護休暇、短期の介護休暇及び介護休暇については1日、半日、1時間又は45分とし、勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分以外の会計年度任用職員については1日、1時間又は45分とする。

(2) 勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分の会計年度任用職員の出産補助休暇、育児参加休暇及び夏季休暇については1日又は半日とし、勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分以外の会計年度任用職員については1日とする。

4 [略]

(出生サポート休暇)

第12条の2 勤務時間規程第12条の2  
の規定は、会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は継続勤務期間が6月以上あるものに限る。第15条の2、第15

る。

(1) 勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分の会計年度任用職員の子の看護休暇、短期の介護休暇及び介護休暇については1日、半日、1時間又は45分とし、勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分以外の会計年度任用職員については1日、1時間又は45分とする。

(2) 勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分の会計年度任用職員の夏季休暇については1日又は半日とし、勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分以外の会計年度任用職員については1日とする。

4 [略]

条の3、第19条及び第20条において同じ。）の出生サポート休暇について準用する。

（出産補助休暇）

第15条の2 勤務時間規程第13条の3

の規定は、会計年度任用職員の出産補助休暇について準用する。

（育児参加休暇）

第15条の3 育児参加休暇は男性の会

計年度任用職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する男性の会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときは、  
願い出により与え、その日数は週休日及び会計年度任用職員の休日を除き、週の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については、1週間の勤務日の日数、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については、1年間の勤務日の日数に応じ

て、別表第5のとおりとする。

(結婚休暇)

第16条 結婚休暇は会計年度任用職員が結婚するときに、願い出た場合と与え、その日数は週休日及び会計年度任用職員の休日を除き、週の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については、1週間の勤務日の日数、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については、1年間の勤務日の日数に応じて、別表第6のとおりとする。

(夏季休暇)

第18条 夏季休暇は、6月1日から8月1日までの間に在職する会計年度任用職員のうち、次の各号に掲げるものが願い出た場合に夏季(6月1日から9月30日までの期間をいう。)において与え、その日数は、週の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については1週間の勤務日の日数に、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については1年間の勤務日の日数に、第1号に掲げる会計年度任用職員については採用された日(休職中の者にあつては、

(結婚休暇)

第16条 結婚休暇は会計年度任用職員が結婚するときに、願い出た場合と与え、その日数は週休日及び会計年度任用職員の休日を除き、週の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については、1週間の勤務日の日数、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については、1年間の勤務日の日数に応じて、別表第5のとおりとする。

(夏季休暇)

第18条 夏季休暇は、6月1日から8月1日までの間に在職する会計年度任用職員のうち、次の各号に掲げるものが願い出た場合に夏季(6月1日から9月30日までの期間をいう。)において与え、その日数は、週の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については1週間の勤務日の日数に、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については1年間の勤務日の日数に、第1号に掲げる会計年度任用職員については採用された日(休職中の者にあつては、

復職した日)に、第2号に掲げる会計年度任用職員については継続勤務期間が6月以上となる日(当該日に休職中の者にあつては、復職した日)に応じて、別表第7のとおりとする。

(1)、(2) [略]

2 [略]

(子の看護休暇)

第19条 勤務時間規程第21条の規定は、会計年度任用職員の子の看護休暇について準用する。

(短期の介護休暇)

第20条 勤務時間規程第21条の2の規定は、会計年度任用職員の子の短期の介護休暇について準用する。

復職した日)に、第2号に掲げる会計年度任用職員については継続勤務期間が6月以上となる日(当該日に休職中の者にあつては、復職した日)に応じて、別表第6のとおりとする。

(1)、(2) [略]

2 [略]

(子の看護休暇)

第19条 勤務時間規程第21条の規定は、会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであつて、継続勤務期間が6月以上あるものに限る。)の子の看護休暇について準用する。

(短期の介護休暇)

第20条 勤務時間規程第21条の2の規定は、会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであつて、継続勤務期間が6月以上あるものに限る。)の短期の介護休暇について準用する。

## (介護休暇)

第21条 勤務時間規程第20条の規定は、会計年度任用職員（介護休暇の申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、かつ、当該申出において、勤務時間規程第20条第6項の規定により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないものに限る。）の介護休暇について、準用する。この場合において、勤務時間規程第20条中「6月」とあるのは、「93日」と読み替えるものとする。

## (介護時間)

第22条 勤務時間規程第20条の2の規定は、会計年度任用職員（初めて介護時間の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によっ

## (介護休暇)

第21条 勤務時間規程第20条の規定は、会計年度任用職員（介護休暇の申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、継続勤務期間が1年以上であり、かつ、当該申出において、勤務時間規程第20条第6項の規定により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないものに限る。）の介護休暇について、準用する。この場合において、勤務時間規程第20条中「6月」とあるのは、「93日」と読み替えるものとする。

## (介護時間)

第22条 勤務時間規程第20条の2の規定は、会計年度任用職員（初めて介護時間の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によっ

て勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間以上である勤務日があるものに限る。)の介護時間について準用する。この場合において、勤務時間規程第20条の2第2項中「2時間」とあるのは「2時間(当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)」と読み替えるものとする。

2 介護時間の単位は、15分単位とする。

て勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間以上である勤務日があるものであって、継続勤務期間が1年以上であるものに限る。)の介護時間について準用する。この場合において、勤務時間規程第20条の2第2項中「2時間」とあるのは「2時間(当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)」と読み替えるものとする。

2 介護時間の単位は、15分単位とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。



改正後

別表第2（第3条関係）

パートタイム会計年度任用職員の勤務時間等（特別の勤務に従事する職員）

1 週間あたりの勤務時間	勤務時間	休憩時間	週休日
[略]	[略]	[略]	[略]
乗務職	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

別表第5（第15条の3関係）

育児参加休暇

1 週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日
1 年間の勤務日の日数	217日以上	169日か ら216日 まで	121日か ら168日 まで
付与日数	5日	4日	3日

別表第6 [略]

別表第7 [略]

改正前

別表第2（第3条関係）

パートタイム会計年度任用職員の勤務時間等（特別の勤務に従事する職員）

1 週間あたりの勤務時間	勤務時間	休憩時間	週休日
[略]	[略]	[略]	[略]
乗務職 （自動車 技術職 員）	4 週間を平均して1 日の勤務時間が8時 間30分となるように 所属長等が定める	勤務時間中にお いて45分	毎4週につき12と なるように所属長 等が指定する日
乗務職 （高速技 術職員）	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

別表第5 [略]

別表第6 [略]

(神戸市交通局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正)

第3条 神戸市交通局会計年度任用職員の給与に関する規程(令和元年12月交通管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給料の減額)	(給料の減額)
<p>第9条 会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、神戸市交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第5条で定める休日である場合、若しくは同規程第9条に規定する年次有給休暇及び同規程第<u>12条の2</u>から第14条及び第<u>15条の2</u>から第18条までに規定する休暇である場合、並びに職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年3月条例第13号)第2条第1項各号及びこれに基づく神戸市交通局職員の職務に専念する義務の特例に関する規程(昭和28年3月交規程第6号)第2条第1項第1号、第6号から第13号まで、及び第</p>	<p>第9条 会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、神戸市交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第5条で定める休日である場合、若しくは同規程第9条に規定する年次有給休暇及び同規程第<u>16</u>条から第18条までに規定する休暇である場合、並びに職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年3月条例第13号)第2条第1項各号及びこれに基づく神戸市交通局職員の職務に専念する義務の特例に関する規程(昭和28年3月交規程第6号)第2条第1項第1号、第6号から第13号まで、及び第15号の規定に基づきその義務を免</p>

15号の規定に基づきその義務を免除された場合、並びに給与規程第19条第1項第1号から第7号に規定される勤務しないことが承認される場合とする。

2～4 [略]

除された場合、並びに給与規程第19条第1項第1号から第7号に規定される勤務しないことが承認される場合とする。

2～4 [略]

(交通局再任用短時間勤務職員の勤務時間等に関する規程の一部改正)

第4条 交通局再任用短時間勤務職員の勤務時間等に関する規程(平成26年3月交通管理規程第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前			
別表2					
特別の勤務に従事する職員		勤務時間	休憩時間	週休日	
勤務場所・職務内容	[略]	[略]	[略]	[略]	
乗務職	[略]	[略]	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
特別の勤務に従事する職員		勤務時間	休憩時間	週休日	
勤務場所・職務内容	[略]	[略]	[略]	[略]	
乗務職(自動車技術職員)	[略]	4週間を平均して1日の勤務時間が8時間30分となるように所属長が定める	勤務時間中において45分	毎4週につき12となるように所属長が指定する日	
乗務職(高速技術職員)	[略]	[略]	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

監 査 委 員

監査委員訓令甲第2号

監査事務局

監査事務局長以下専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月23日

代表監査委員 細川明子

監査事務局長以下専決規程の一部を改正する訓令

監査事務局長以下専決規程（昭和59年10月1日監委訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

別表中、

「

非常勤の嘱託員の 委嘱			すべての 者	—	—		
給与	給料	決定	特別 昇給	担当係長 以下	—	—	を
			定期 昇給	担当部長 及び課長	担当係長以下	—	
		支給		—	全職員	—	
	手当	認定		特殊な もの	すべてのもの（特 殊なものを除く。）	—	
支給		—	全職員	—			

」

「

非常勤の嘱託員の 委嘱・報酬等勤務条 件の決定			全ての者 （輕易な ものを除く。）	輕易なもの	—		
給与  （会計年度任用職員を除く。）	給料	決定		担当部長及 び課長	担当係長以下	—	
		支給 （行財政局 におい する 除く。）		—	全職員	—	
	手当	認定		特殊な もの	全てのもの（特 殊なものを除 く。）	—	
		支給 （行財政局 におい する 除く。）		—	全職員	—	
会計年度 任用	給料 （相当）	決定		—	全職員	—	

」

用職員の給与等	する報酬を含む。 )	基準	全職員	—	—	に
		支給(行財政局 に お い す を 除 く。)	—	全職員	—	
	手当(相当する報酬及び費用弁償を含む。)	認定	—	全職員	—	
		基準	全職員	—	—	
		支給(行財政局 に お い す を 除 く。)	—	全職員	—	

「

退職手当	裁定	課長	担当係長以下	—	を
	支給	—	全職員	—	
公務災害(非常勤職員)	認定	全職員	—	—	」
	補償	—	全職員	—	

「

退職手当	裁定	—	全職員	—	に
	支給	—	全職員	—	
公務災害(非常勤職員)	認定	特殊なもの	軽易なもの	—	」
	補償	—	全職員	—	

改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

